

## 未収金の状況

	債権の種別	債権の名称	担当課等	収入未済額(円)			収納率(%)		
				H28	H29	H30	H28	H29	H30
<b>一般会計</b>				<b>690,347,486</b>	<b>679,032,167</b>	<b>626,167,891</b>			
1	強制	市税	債権管理室	614,819,182	602,463,328	552,032,078	92.0	92.6	92.8
2	私債権	市営住宅使用料	都市整備室	31,527,777	30,609,801	28,750,441	65.2	64.5	65.4
3	強制 非強制	生活保護費返還金・徴収金	社会福祉室	21,795,115	23,144,038	23,551,199	29.4	40.5	27.3
4	私債権	学校給食費負担金	学校給食センター	13,486,499	14,281,372	15,333,855	93.9	93.4	92.6
5	強制	保育所運営費負担金	子育て支援課	6,475,050	5,090,900	2,903,300	96.7	97.5	98.3
6	非強制	児童扶養手当返還金	子育て支援課	659,870	2,039,550	2,433,050	50.5	42.7	17.9
7	私債権	財産貸付料	管財室	632,861	604,581	591,101	94.7	95.4	95.4
8	私債権	放課後児童クラブ使用料	子育て支援課	332,000	423,000	271,000	98.8	99.7	99.1
9	非強制	し尿収集手数料	生活環境課	277,940	219,860	163,400	96.0	8.3	4.9
10	非強制	養育医療費負担金	子育て支援課	114,767	95,067	81,067	64.6	84.7	92.1
11	非強制	緊急通報装置給付者負担金	高齢者福祉課	155,800	49,200	50,400	84.2	95.0	93.8
12	非強制	臨時福祉給付金返戻金	社会福祉室	6,000	6,000	6,000	0.0	0.0	98.6
13	非強制	軽度生活援助事業利用料	高齢者福祉課	1,000	1,000	1,000	0.0	0.0	0.0
<b>特別会計</b>				<b>481,189,982</b>	<b>447,331,421</b>	<b>399,915,754</b>			
14	強制	国民健康保険料	保険年金室	432,660,494	402,970,174	349,376,618	78.0	78.4	80.6
15	強制	介護保険料	高齢者福祉課	34,437,600	32,237,090	32,836,020	96.1	96.3	97.0
16	強制	後期高齢者医療保険料	保険年金室	5,646,000	5,679,900	7,916,600	98.8	98.9	98.7
17	強制	下水道使用料	下水道室	5,982,623	4,493,022	5,377,781	98.8	99.0	99.0
18	非強制	一般被保険者第三者納付金	保険年金室	0	0	2,451,554	100.0	100.0	45.4
19	非強制	一般被保険者返納金	保険年金室	1,068,294	966,745	1,075,211	56.0	89.3	80.6
20	強制	下水道事業受益者負担金	下水道室	1,181,220	836,020	740,580	91.1	89.6	89.8
21	私債権	配食サービス事業利用料	高齢者福祉課	183,920	134,520	128,440	95.1	95.1	93.9
22	非強制	退職被保険者返納金	保険年金室	12,950	12,950	12,950	68.9	94.4	0.0
<b>企業会計</b>				<b>26,256,706</b>	<b>25,304,756</b>	<b>23,084,615</b>			
23	私債権	水道料金	水道局	26,094,955	25,304,756	23,084,615	98.9	98.9	99.0
<b>基金</b>				<b>1,364,000</b>	<b>1,585,000</b>	<b>1,194,000</b>			
24	私債権	育英資金返還金	教育総務室	1,364,000	1,585,000	1,194,000	90.6	86.5	88.1
<b>合計</b>				<b>1,199,158,174</b>	<b>1,153,253,344</b>	<b>1,050,362,260</b>			

※平成30年度決算において収入未済のない債権については、記載していないため、平成28・29年度の「合計」欄の金額と各債権の収入未済額を合計した金額は一致しない。

※公営企業会計に係る未収金については、決算書の貸借対照表上の未収金の額ではなく、当該額から売掛債権等を差し引いた実質的な未収金の額を記載。

## 【債権の種別】の違いによる債権回収するための手段

強制	【強制徴収公債権】 個々の法令の根拠規定により、市が滞納債権について地方税法の例による滞納処分(財産差押え、差押財産の換価処分等)により強制徴収を行うことができる債権 ※生活保護費返還金・徴収金はH26.7.1以降に支弁した保護費に係る徴収金は強制徴収公債権
非強制	【非強制徴収公債権】 非強制徴収公債権とは、強制徴収公債権とは異なり、個別の法令に根拠規定がないため滞納処分が行えません。よって、市が債権回収するためには司法手続(支払督促や訴えの提起等)を通じて民事執行法による強制執行を行うことが必要
私債権	私債権とは、契約等の当事者間の合意(私法上の原因)に基づき発生する債権で、非強制徴収公債権と同様に市が債権回収するためには、司法手続(支払督促や訴えの提起等)を通じて民事執行法による強制執行を行うことが必要

※公債権とは、地方自治法第231条の3第1項に規定される債権で、行政庁の処分(公法上の原因)により発生し、債務者はこの処分に対して不服申立が可能。公債権は2年又は5年の時効期間の経過により債権が消滅し、上記のとおり強制徴収公債権と非強制徴収公債権に分類される。